



税制を知れば一目瞭然！ ひと月でも早くDCに加入 すべき理由

2025/4/25 配信

DCニュースレター

今回は会社の拠出がなく、ご自身で企業型DC（確定拠出年金）に加入をするかしないかを選択できる制度を導入されている企業の社員様向けに、DCにひと月でも早く加入した方が良い理由を優遇された税制の仕組みから解説します。

会社拠出のあるDC制度を導入されている企業に勤務されている社員様にとっても将来のDCの受取時に適用される税制の仕組みの理解になりますので是非ご覧ください。

将来（原則60歳以降）にDCの資産を受取る方法には「一時金」と「年金」で受取る方法がありますが、今回は大きな優遇がある「一時金」で受取る際の税制についてのみ解説をします。

DCの資産の「一時金」受取りは退職所得とみなされ、退職所得の優遇税制が適用され、以下の3つの優遇ポイントがあります。

- ①分離課税
- ②退職所得控除
- ③1／2課税（2分の1課税）

① 分離課税

まず一つ目の「分離課税」とは、他の所得とは合算されず税金が計算されるという制度で、同じ年に高額な給与所得などがあっても合算されず、累進税率（所得が高くなるほど税率が高くなる）が採用されている所得税で

は有利となります。ただし、同じ年に勤務先からの退職金があれば同じ退職所得として合算されます。

ご参考：退職所得の所得税率

課税所得	所得税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

② 退職所得控除

二つ目のポイントは、「退職所得控除」です。本来の退職金の退職所得控除では勤続年数を使って計算しますが、DCでは加入期間（掛金をかけた期間）を使用して退職所得控除を計算します。控除できる金額は20年までは年額40万円、21年目以降は年額70万円に増額されます。

例えば加入期間15年の場合は600万円（40万×15年）までは非課税となり、加入期間30年の場合1,500万（40万×20年+70万×10年）と高額の金額が控除されます。

また、退職所得に適用される期間は、年単位で、端数は切上げされます。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円には満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)



所得税や社会保険料が軽減できるメリットのある選択制 DC では、受取時期間際では預貯金を取り崩しても出来るだけ高額な掛け金を掛けることが有利であることや投資信託を活用した資産運用で期待以上の運用益が得られることで、将来の DC の資産は予想外に高額となることも十分あり得ます。従って「退職所得控除」を少しでも増やしておくことが受取時の税金を減らすポイントとなりますので、DC にはひと月でも早く加入すべき理由となります。

実際の個別相談でも「所得税が減るメリットなどとても良い制度だと理解出来ましたが、まだ家計に余裕もないため今は加入せず将来は前向きに加入を考えています」という方が多くいますが、そのような方には「退職所得控除」の仕組みを説明し将来の退職所得控除額を増やすため少額でも加入することをお勧めしています。

なお、以下の場合で勤続年数と DC の加入期間が重複している期間について退職所得控除は別々には計算されません。

- ・退職金と DC の受取が同じ年
- ・退職金の受取後 19 年以内に DC を受取
- ・DC 受取後 4 年以内に退職金受取（9 年以内に改正見込み）

また、「退職所得控除」については 2023 年度に発表された政府の骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）で「退職所得課税制度の見直し」に触れられ現在は先送りになっていますが、労働市場の流動性を妨げているという理由から 21 年目以降の退職控除金額の見直しの可能性が高いと予想されています。

③ 1 / 2 課税

優遇ポイント三つ目は「1 / 2 課税」です。これは退職所得控除後の金額を 1 / 2 にした金額が課税対象の退職所得となる仕組みです。

〈DC 受取額 1500 万円、加入年数 25 年の税金シミュレーション〉

- ・退職所得控除 20 年 × 40 万円 + 70 万円 × (25

年 - 20 年) = 1,150 万円

・課税対象となる退職所得 (1,500 万円 - 1,150 万円) × 1 / 2 = 175 万円

[所得税] 175 万円 × 5% × 1.021 ≈ 89,337 円
※1.021 は復興特別所得税率

[住民税] 175 万円 × 10% = 175,000 円

税金合計 89,337 円 + 175,000 円 = 264,337 円

DC の受取り時の税金は、DC のみの受取りであれば比較的シンプルですが、退職金の受取りがある場合は計算の仕組みが複雑なケースもあります。また、税制や DC の改正が今後も見込まれるため受取りの方法や税金については受取りの時期が近づいたときに担当アドバイザーなどにお問い合わせください。



確定拠出年金に関するご相談窓口は
こちら
【一般社団法人確定拠出年金推進協会】
HP <https://www.member.deco-pa.com>

住所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-25-9
Daiwa 八丁堀駅前ビル西館 1F
TEL 03-6222-9161
MAIL 401k@member.deco-pa.com

